

配置販売団体の経過措置延長等の要望書提出

発行：日本置き薬協会 事務局

配置販売業三団体（全配協配置部会、日本置き薬協会、日本配置販売業協会）は、5月16日午後2時から日本薬業共同事務所で3回目の会議を開いた。会議終了後、改正薬事法公布以来の懸案事項であった経過措置の期限の延長を求める要望書を細川律夫厚生労働大臣宛てに提出した。要望書文面は以下の通り。

要望1. 既存配置販売業における登録販売者試験受験の要件である実務経験に対する経過措置の延長を要望します。

（内容） 既存配置販売業者が新制度下の配置販売業に円滑に移行できるようにするために、既存配置販売業の下での登録販売者受験に必要な実務経験を、平成24年6月以降も可能として頂きたいをお願い致します。

（理由） 配置業界は、新配置販売業への移行を目指し努力していますが、現状は新配置販売業に移行するために必要な専門家の確保が十分ではありません。現在のままでは既存配置販売業の従事者のほとんどは、登録販売者受験ができなくなり、新配置販売業への移行が構造的かつ半永久的に不可能となってしまうためです。

要望2. 既存配置販売業者における確実な研修実施の指導強化を要望します。

（内容） 改正薬事法では、従事者の継続的資質向上を強く求めており、改正薬事法附則による既存配置販売業者においては、より詳細な研修内容を義務付けています。これらの内容を全国津々浦々で確実に実施されるように指導強化を図って頂きたいをお願い致します。

（理由） 既存配置販売業は、配置員でも医薬品の提供ができる特別措置がとられている事業者です。この事によって配置販売業における国民の信頼が低下すると、改正薬事法への不信にもつながってしまいます。これを防ぐために全国で勤務する既存配置員に対し、より厳格で客観的な資質向上教育・研修の実施が必要であると考えます。

要望3. 新配置販売業における専門家の情報提供および相談応需並びに体制について明確化を要望します。

（内容） 配置販売業も店舗販売業と同じく、医薬品の安全な提供・使用のために、専門家による情報提供体制の確保が求められています。さらにその専門家の業務の補助として一般従事者の使用を認めています。そこで、専門家と一般従事者の業務内容とその範囲、情報提供体制について明確にして頂くことをお願い致します。

（理由） 現在、新配置販売業の専門家の業務および情報提供体制が不明確なために、一般従事者の使い方や業務範囲が、業者によって大きく異なっているのが現状です。こうした状況が続くと、国民や利用者から配置販売業の信頼を大きく失うことになりかねないからです。全国の配置販売業者が統一した情報提供および販売体制を確立する必要があります。

要望4. 配置販売業者に対して、登録販売者制度の下、配置販売業向けの登録販売者資格制度「配置登録販売者（仮称）」を構築して頂きたい。

- (内容) 医薬品を国民に提供するに当たり安心と安全を確保する為、医薬品販売に携わる者全てが医薬品の専門家である必要が改正薬事法で規定された。
配置販売業もその枠組みから逸脱する訳には行かない。その実効性を確保する為、店舗販売とは違う配置販売での医薬品の販売従事者としての必要充分条件を明確化し、配置販売業下での専門家のあるべき姿を確立する必要がある。
- (理由) 配置販売業は、消費者の居宅を訪問し、個々に適切な情報を提供することが出来、セルフメディケーションの担い手として、最も身近な推進役として期待できる。
また、取り扱う医薬品目は経年変化の著しく少ないものに限定されている。更には、個々の家庭というプライベート空間を営業の場所とする以上、特定商取引法の対象業種でもあり、店舗販売とは全く違った業態であり、違った資質も必要とされます。
ただ医薬品販売を行い、国民の安心安全に携わる部分での基本的知識・資質という共通部分、そして業態の違いによる必要知識・資質を要求することの合理性を、登録販売者制度の下で反映して頂きたい。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協